

運営基準の改定に伴う 運営規程の変更について

講師：高頭 晃紀

(日本ケアコミュニケーションズ チーフコンサルタント)

基準省令の改正部分

(運営規程)

第二十九条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項
- ~~七 その他運営に関する重要事項~~
- 八 その他運営に関する重要事項

省令解釈通知

① 従業者の職種、員数及び職務の内容(第2号)

従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、居宅基準第5条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えない(居宅基準第8条に規定する重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とする。)(以下、他のサービス種類についても同趣旨。)

省令解釈通知

⑤ 虐待の防止のための措置に関する事項(第7号)

(31)の虐待の防止に係る、組織内の体制(責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事案(以下「虐待等」という。)が発生した場合の対応方法等を指す内容であること(以下、他のサービス種類についても同趣旨。)

(運営規程)

第百条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章(第五節を除く。)において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定通所介護の利用定員
- 五 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 サービス利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 **非常災害対策**

虐待の防止のための措置に関する事項

- 十 その他運営に関する重要事項

(運営規程)

第百三十七条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員(第百二十一条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。)
- 四 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の送迎の実施地域
- 六 サービス利用に当たっての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 **非常災害対策**
- 虐待の防止のための措置に関する事項**
- 九 その他運営に関する重要事項

(運営規程)

第百四十条の十一 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 利用定員(第百二十一条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。)

四 ユニットの数及びユニットごとの利用定員(第百二十一条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。)

五 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

六 通常の送迎の実施地域

七 サービス利用に当たっての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 **非常災害対策**

虐待の防止のための措置に関する事項

十 その他運営に関する重要事項

(運営規程)

第十八条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)として次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 虐待の防止のための措置に関する事項
- 六 その他運営に関する重要事項

(運営規程)

第二十三条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
 - 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - 三 入所定員
 - 四 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
 - 五 施設の利用に当たっての留意事項
 - 六 緊急時等における対応方法
 - 七 **非常災害対策**
- 虐待の防止のための措置に関する事項**
- 八 その他施設の運営に関する重要事項

東京都の条例より

5 運営規程

条例第9条は、指定介護老人福祉施設の適正な運営及び入所者に対する適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保するため、同条第1号から第8号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定介護老人福祉施設ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

(1) 入所定員(第3号)

入所定員は、指定介護老人福祉施設の事業の専用の居室のベッド数(和室利用の場合は、当該居室の利用人員数)と同数とすること。

(2) 指定介護福祉施設サービスの内容および利用料その他の費用の額(第4号)

「指定介護福祉施設サービスの内容」は、年間行事・レクリエーション及び日課等を含めたサービスの内容を指すものであること。また、「その他費用の額」は、条例第18条第3項により支払を受けることが認められている費用の額を指すものであること。

東京都の条例より

(3) 施設の利用に当たっての留意事項(第5号)

入所者が指定介護福祉施設サービスの提供を受ける際の、入所者側が留意すべき事項(入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等)を指すものであること。

(4) 非常災害対策(第7号)

32の非常災害に関する具体的計画を指すものであること。

(5) その他施設の運営に関する重要事項(第8号)

当該入所者又は他の入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい。

私見ですが

運営規程には、

虐待関係の追加は必須です

災害時に対策についても、現項目に追記したほうが良いでしょう

感染症、ハラスメント対策は、最後のその他施設の運営に関する重要事項に加えておくほうが良いと思います

ただし、経過措置を使っている間は「に努める」という表現をすべきだと思います